

今回は、昨年実施された統一地方選挙から約1年が経過することから、一部の議会で行われる議会での役職の改選に関する議会運営について見解を述べます。なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

Q1 任期満了前の常任委員の改選について

本市の委員会条例では、常任委員の任期は1年となっている。例年、任期満了の頃に長提出の補正予算の審議のために臨時会が招集されることから、臨時会において常任委員の改選を行うことが慣例となっている。

今年の常任委員の任期満了は5月12日であるが、長の都合により臨時会を5月10日に招集し、会期を1日とする予定である。5月10日に招集される臨時会において、当該委員の改選を行うことは可能か。なお、本市の委員会条例は常任委員の選任について、標準市議会委員会条例と同様に「議長の指名による」となっている。

A1 結論から述べますと、不可能と考えます。常任委員をはじめ、各委員会の委員は従来、

連載⑮

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
調査広報部法制参事
本橋 謙治

議長が作成した選任案を本会議で諮っており、また、しかし、平成18年の地方自治法の一部改正により、条例で定めれば議会の議決を経ることなく、また、開会中、閉会中に関係なく議長の指名による委員の選任が可能となりました。

これに対して、都道府県と町村議会の標準委員会条例は、議長の指名による委員の選任は閉会中のみとし、開会中は従来と同様に議会の議決による選任としております。

市議会の標準委員会条例は、開会中、閉会中に関係なく議長の指名による選任としております。この方法にすれば、委員の選任について議会の議決が必要とされた従来の方法に基づいて定められていた任期満了する一定の期間前に委員の改選を可能とする規定（委員の任期満了する日が必ずしも会期中であると

は限らないため）が不要なので、当該規定を削除しています。

以上のことから、質問を提出した市の市議会委員会条例では、任期満了前の5月10日の臨時会で常任委員の任期満了に基づく委員の改選を行うことは不可能と考えます。よって、
①長に招集日を任期満了日となる5月12日の翌日となる13日以降に臨時会を招集してもらうように交渉する、②会期を13日までとし13日の本会議において議長が選任する、③臨時会で選任を行わず、任期が満了する5月12日の翌日である5月13日以降に議長が指名による委員の選任手続きを行うことのいずれかになります。

なお、委員の選任が議長の指名による議会において、委員の選任を行うために臨時会の招集請求が可能かについては、委員の選任が

会議（この場合本会議）に諮ることなく議長が職権によって行うものとされているため、臨時会の招集請求に必要な「会議に付議すべき事件」とすることは不可能と考えますので、これのみをもって臨時会の招集請求事件とすることは不可能と考えます。

参考 標準市議会委員会条例（平成18年改正以降）

- 第3条 常任委員の任期は、○年とする。ただし、後任者が選任されるまで存在する。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

- 2 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会を所属を変更することができる。
- 3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第三条（常任委員の任期）第二項の例による。

参考 標準市議会委員会条例（平成18年改正前）

第3条 常任委員の任期は、○年とする。た

- だし、後任者が選任されるまで存在する。
- 2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の前○日以内に行うことができる。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長が会議にはかつて指名する。

- 2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会を所属を変更することができる。
- 3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第三条（常任委員の任期）第二項の例による。

参考 地方自治法
第101条 第1項

- 2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- 3 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

4 以下省略

Q2 任期満了前に委員の選任を行った場合の正副委員長長の互選について

本市の委員会条例は、任期満了の30日前から後任の常任委員、議会運営委員会の委員の選任ができるように規定されている。

常任委員、議会運営委員の任期満了に伴う改選を当該条例に基づき、任期満了の10日前に招集される臨時会において行うことになった。これに対し一部の議員から、委員の改選を行った後に本会議を休憩し、各常任委員会と議会運営委員会を開催し正副委員長長の互選を行うべきとの意見が出た。
このようなことは可能なのか。

A2 結論から述べますと、不可能と考えます。

確かに常任委員会と議会運営委員会の委員の選任は、委員会条例に任期満了前に選任することができる規定があれば可能です。しかし、委員会条例は委員の選任のみを認めており、正副委員長長の選任まで認めている訳ではありません。

では、委員会条例に委員と同様に正副委員長長の互選も任期満了前に行うことができる規定を定めることが考えられますが、正副委員

長を選任する資格を有していない状況下で正副委員長を選任することはできないため、そのような規定を設けることはできないと考えます。

委員会の代表者である委員長とその代理となりえる副委員長の互選は、当該委員会の委員の互選によることが定められています。したがって、正副委員長の互選に参加できる委員は、法的に当該委員会の委員としての身分を有する必要があります。任期満了前の委員の選任は、次期委員に選任されただけであり、選任と同時にその身分を取得したことにはなっておりません。つまり、新委員としての資格を有している訳ではありません。このため、任期満了前の委員の改選規定を設けている議会では、前任の委員の任期満了の日の翌日から任期を起算する規定が設けられているはずで

以上のことから、正副委員長の互選は次期委員としての資格を有したとき以降、つまり次期委員としての任期が始まった日以降に行うべきと考えます。なお、次期委員の任期が始まる日が閉会中である場合は、閉会中の委員会活動は、閉会中の継続審査事件を有していなければ不可能であることから、委員会が活動しないならば、正副委員長の互選をする実益が乏しいため、閉会中の継続審査事件を

有していない委員会は、次の会期まで正副委員長の互選ができないことに注意が必要です。

参考 標準市議会委員会条例（平成18年改正前）

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

Q3 任期満了に伴う常任委員の改選の報告について

任期満了に伴い、本市の委員会条例に基づいて常任委員の改選を議長の名により行い、指名後直ちに指名の結果を各議員に連絡した。

議長による選任の数日後に臨時会が招集されることになっており、常任委員の選任結果を当該臨時会で報告すべきか。

また、議長の指名した結果に不満を持つ議員が常任委員の選任結果の報告を行った際に異議、動議の提出や議事進行発言を行った場合の対応は、どの

ようにするべきか。

A3 まず、常任委員の改選結果の報告について説明します。

確かに議長による常任委員の選任が行われた場合の議会等への報告に関する規定は委員会条例や会議規則に設けられていません。

しかし、議会の常任委員会は議会に提出された事件を審査する重要な組織であり、その構成員である委員が誰なのかということは、議員のみならず執行機関や住民など議会外の者にとっても関心がある事項と考えます。

このようなことから、法上の義務の有無に関係なく、常任委員の改選が行われた場合、新たに選任された常任委員に関する報告を議会の公式な会議である本会議において行うことが適当と考えます。

また、議長の常任委員の選任結果の報告において、これに不満を持つ議員が議長に対し異議等を申し立てることについては、異議の申し立ては、法令にこれを認める規定があれば可能です。しかし、当市の委員会条例によると委員の選任は議長の指名によるとされていること、委員会条例に議長の委員選任に対する異議の申し立てを認める規定がないことから、議員からの異議については、これを認めない旨を述べるのが適当です。

次に動議についてですが、動議の内容にもよりますが、仮に議長による選任結果について了承の議決を求める動議などの場合は、委員の選任が議長の専権事項であることを理由に当該動議を不適当な動議として認めない旨を述べるのが適当です。また、議事進行発言についてですが、議事進行発言に対する一般的な対応は議長が見解等を述べることで、本件についても議長が委員の選任は議長専権であることを述べるという対応をすることになります。

以上のことから、議長専権で選任された常任委員については、議会の議決によってこれを変更することはできないと考えます。

Q4 調査特別委員会の報告について

本市では、執行機関が検討している大規模事業に関する調査特別委員会を設置している。調査特別委員会の設置期間は「調査終了まで」となっているが、議会内の申し合わせで当該特別委員会の委員は一年で辞職し、他の議員と交代することになっている。

今回も当該申し合わせに基づいて委員の交代が行われるが、一部の委員から調査した事項を委員長報告するべきという意見が出された。これに対し一

部の委員は調査が終了していないことから報告自体が不可能と主張している。調査事項の報告は可能なのか。

A4 まず、報告の可否ですが、報告は可能です。しかし、調査事項が終了していないよう

なので、委員長は調査終了の報告ではなく中間報告を行うことになります。

会議規則で定められている委員長報告とは委員会では審査、調査されている事件が終了したときに行われるものです。したがって、調査が終了していない今回の調査事件に関する委員長報告は不可能と考えます。しかし、会議規則には、委員会の審査、調査が終了していない事件について中間報告を行うことが可能です。中間報告を行う方法は、①議会が委員会に対して中間報告を求める旨の議決を行う方法と②委員会が委員会の議決に基づき本会議に対して中間報告の実施を申し出る方法のいずれかとなります。

報告の適否についてですが、議会の議決で調査特別委員会を設置していることから、調査対象となっている事業に関心を持っている住民は調査特別委員会がどのような調査を行い、どのような意見などを有しているか知りたいと思うのは当然と考えます。また、事实上、任期が1年だとしても1年間の活動のな

かで得られた情報や意見を報告することは、最近の議会に対する住民の不信の原因の一つと思われる、議会活動に対する住民理解不足の解消に資することと考えますので、このような委員会をはじめとする議会の活動を議会が報告することは良いことだと思います。

以上のことから、当該調査特別委員会は、委員会の中間報告という形で本会議において調査事項に関する報告を行うことが可能です。

参考 標準市議会会議規則

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

Q5 議長や議会選出の監査委員の各委員

の委員就任について

当市議会では議長も常任委員会の委員になっている。今回、議長になるこ

とが見込まれる議員は従来から「議長は常任委員などの各委員会の委員になるべきではない」とことを主張しており、仮に議長に就任した場合、委員会の委員になることを拒否することが考えられる。

本市の委員会条例は、委員の選任は会議に諮ることになっているが、上記の議長の考えから、議長から会議に提出され諮る指名案に議長自身の所属委員会を定めずに本会議に諮ることを希望している。このような運営は可能なのか。また、仮に委員会条例が議会に諮る方法ではなく、議長の指名による選任の場合でも、このような運営は可能なのか。

次に議会選出の監査委員の各委員会の委員の選任であるが、議会選出の監査委員は監査委員という立場から常任委員会の活動に参加すべきではないという意見が一部の議員からあるが、どのように対応するべきか。また、本市では予算、決算については特別委員会を設置して審査する場合、当該監査委員を委員に選任すべきではないという意見がある。これについてもどのように考えればよいか。

A5 まず、議長の委員会の委員就任については、議長が常任委員会の委員になることは、地方自治法第109条（議員は少なくとも一の常任委員になる）により義務となっており。また、特別委員会や議会運営委員会の委員になることは可能です。しかし、議長は議会運営の責任者として行動することから、議会運営に関する議長からの諮問を受けて審査、調査などを行う議会運営委員会の委員になることについては、慎重な判断が必要と考えます。

議長が特別委員会の委員になることですが、これも先に述べたように法上は可能ですが、常任委員会の委員と異なり委員になることが法律上は義務となっていないこと、議長の議事運営における中立性の確保という観点から、議会運営委員会ほどではないですが、慎重な判断が求められる場合があります。

常任委員会の委員になることですが、常任委員については先に述べたように法律上は常任委員会の委員になることが義務付けられています。しかし、議長の議会における役割などを考慮して、法律では常任委員会の委員になることが義務付けられていますが、例外的に常任委員会の委員となることを辞退することが認められています（行政実例昭和31年9月25日）。

このようなことから、法律上は議長を含むすべての議員が常任委員会の委員になることを義務付けていること、常任委員の就任が義務となっていることを議長の役割を考慮した場合に議長の常任委員の辞退を認めていることを考慮すると、Q5のように初めから選任案の中に議長を除外して諮ることは不可能と考えます。つまり、行政実例が示しているように選任案には議長も含めて本会議に諮り、議長も一度常任委員に就任した後に常任委員の辞退を申し出て、議会の同意を得る手続きを行うことが適当です。

次に、議会選出の監査委員については、議会選出の監査委員については、議長の常任委員辞退のような見解等がありませんので、常任委員にしなければなりません。しかし、議会選出の監査委員は監査委員として活動することがあるため、その立場を考慮して議会内で議会選出の監査委員に関する申し合わせなどを行っている議会があるのは事実です。具体的には、議会選出の監査委員となっている議員は予算、決算常任委員会（常任委員会の複数制を導入している議会）や特別委員会を設置している場合、当該委員会の委員にはならないとしている議会があります。これは、法上の制約ではなく、各議会の自律権に基づく取り決めであるため、法律上は議会選出の

監査委員である議員が予算、決算常任委員会や特別委員会の委員になることは可能です。要は、当該議会が議会選出の監査委員の役割等をどのように考慮し、議会内の合意に基づいて制限を設けるか否かの問題です。一方、議会選出の監査委員であることをもって就任した委員会の委員としての行動に制約を設けることについては、問題があると考えます。つまり、委員会の委員に選ばれた以上は、当該委員会の委員として、他の委員と同様の権利等を有していると考えます。

したがって、議会選出の監査委員であることのみをもって、委員の行動等を制限することは、議会選出の監査委員である議員からの反対が予想されます。また、これら制限を設けるならば、地方自治法第109条の少なくとも一つの常任委員会の委員になることに反しない限り、最初から委員に選任するべきではないと考えます。

以上のことから、議会選出の監査委員の各委員会の就任等については、その役割を考慮しつつ、先に述べたような法が義務付けている事項に反しないことを前提に、取り決めるすることを検討することが適当と考えます。

参考 地方自治法第109条 第1項省略

2 議員は少なくとも一の常任委員になるも

のとし、常任委員は、会期の初めにおいて選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

3 以下省略

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）

逐条地方自治法（学陽書房）

質疑応答の議会運営実務提要（ぎょうせい）

地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）

